

豊畑放牧場風力開発株式会社「豊畑放牧場風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年10月27日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「豊畑放牧場風力発電事業環境影響評価準備書」について、豊畑放牧場風力開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県上北郡東北町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 12,920kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 8月 8日
環境大臣意見受理	平成28年10月14日
経済産業大臣意見発出	平成28年10月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 3月 6日
住民意見の概要等受理	平成29年 4月28日
青森県知事意見受理	平成29年 7月25日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 8月28日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 3年 2月15日
住民意見の概要等受理	令和 3年 4月15日
青森県知事意見受理	令和 3年 8月16日
環境大臣意見受理	令和 3年 8月24日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年10月27日

問合せ先: 電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話: 03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たって、以下の取組を行うこと。

○事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中である。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。

オ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音について周辺他事業との累積的な影響の予測結果において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月環境省)指針値を超過している。

このため、以下の措置を講ずること。

ア 評価書の作成までに、周辺他事業との累積的な影響の予測結果を踏まえた風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

イ アの検討を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、稼働調整等を含む環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、指針値を超過する複数の住居への事前説明を実施すること。

ウ 適切に事後調査及び環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 本事業の風力発電設備の稼働に伴う純音成分とその影響を明らかにするとともに、本事業と他事業のそれぞれの影響について、適切な予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、以下の措置を講ずること。

ア 評価書の作成までに、予測結果を踏まえた風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

イ アの検討を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる複数の住居への十分な事前説明を実施すること。

ウ 適切に環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、多くのガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡り鳥の重要な飛来地となっており、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定された陸奥湾及び小川原湖湖沼群が位置する等、自然環境保全上、特に鳥類にとって重要な地域が存在していることから、本事業の実施により、鳥類に対して移動経路の障害、餌場機能の喪失、バードストライク等の影響が懸念される。また、対象事業実施区域及びその周辺では、ハイタカ、オオタカ及びチョウゲンボウを始めとした希少猛禽類の生息が確認されており、特に対象事業実施区域の東側ではハイタカ、オオタカの営巣が確認されており、飛翔が高い頻度で確認されていることから、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の障害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードスト

ライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレードの目玉塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、ハクチョウ類の年間予測衝突回数が、他の鳥類と比べて多いことから、渡りの時期に施設の稼働制限を行うなどの適切な環境保全措置を検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。

(4) 生態系に対する影響

生態系の上位性注目種であるノスリについて、採餌環境、営巣環境等の生息状況を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。